

答 申

第1 審査会の結論

平成16・17年度における宮城県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（以下「本件計画」という。）の見直しのために、県内の介護保険施設（特別養護老人ホーム及び老人保健施設）から入所希望者の個人情報を収集することは、本件計画見直しの基礎資料として必要なものであり、第3の事項に留意すれば、入所希望者の権利利益を侵害するものではない。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諮問に至る経緯

宮城県（以下「県」という。）では、「みやぎの福祉・夢プラン」の基本理念を踏まえ、平成12年3月、平成12年度から平成16年度までの5か年計画として本件計画を策定したが、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項により、市町村の意向や施設利用実態等をもとに3年ごとに見直しを行うこととされている。

本件計画の見直しに当たっては、介護保険施設における入所希望者の実態把握が必要不可欠であるが、平成12年度からの介護保険制度の実施により、入所制度が措置制度から契約制度に変更され、介護保険施設に重複して入所を申込みことが可能になったため、県においては正確な入所希望者数を把握できなくなった。

よって、重複申込者数を控除した上での入所希望者の実数及び入所希望者がどのような状態で待機しているのかを把握して平成16・17年度における計画見直しの基礎資料とするため、各介護保険施設を通して入所希望者の個人情報を収集する必要があることから、宮城県知事（以下「実施機関」という。）は平成16年2月20日付けで、個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成16年宮城県条例第15号）第1条の規定による改正前の個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第8条第3項第7号の規定により、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行った。

なお、実施機関は、平成13年10月3日付けで審査会に対して同様の内容の諮問を行い、平成13年12月3日付けで答申（甲第14号）を受けているが、平成16・17年度における本件計画見直しに当たっては、調査手順等が異なることから、審査会に対して改めて諮問を行ったものである。

2 諮問内容

以下の内容で個人情報をも本人以外から収集することの妥当性について、当審査会の意見を求められたものである。

- (1) 平成16・17年度における本件計画見直しの基礎資料として、県内すべての介護保険施設から、入所希望者の介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地市町村（保険者）、要介護度、現在の居住場所の区分及び住所といった個人情報を収集する。
- (2) 収集した個人情報を実施機関内で処理し、個人が特定されないよう統計処理をした上で利用する。
- (3) 今回の本件計画の見直し終了後、収集した個人情報は消去する。

第3 個人情報を収集するときの留意事項

- 1 個人情報を収集するため各介護保健施設に対して協力を求める際は、当該個人情報については、個人情報保護条例に基づき、本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱う旨を説明すること。
- 2 収集した個人情報を集計し、公表する際は、個人が特定されることのないよう注意すること。
- 3 第2の2に挙げた個人情報の項目以外に、収集する個人情報の項目を新たに追加するときは、再度諮問すること。また、収集する個人情報の項目を変更する際も同様とすること。ただし、個人情報の項目を削除する際はこの限りではない。
- 4 本件計画の見直しが終了し次第、収集した個人情報については、確実かつ速やかに消去すること。
- 5 介護保険施設は個人情報保護条例第4条に規定する事業者に該当することから、同条例第41条第2項に基づき、実施機関は介護保険施設に対し、個人情報の適正な取扱いについて指導及び助言すること。
- 6 個人情報が記録された文書を介護保健施設から収集する場合には、原則として、介護保険施

設の職員から直接受け取ること。やむを得ず、郵送等の手段により収集する場合は、配達された事実を確実に確認できる手段によること。

- 7 実施機関内における個人情報の輸送体制についても6と同様とすること。
- 8 介護保険施設入所希望者調査票の項目に対応する個人情報の収集は、平成16・17年度における本件計画の見直しに限ってはやむを得ないものと認められるが、今後、同様の調査を実施するまでに、住所、氏名等の直接的に特定の個人が識別される個人情報を収集することなく調査・分析できる体制を整備すること。
- 9 介護保険施設への入所希望者に対し、本件計画見直しのために、県が介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集し、利用することがある旨周知徹底を図ること。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成16年6月8日現在)

氏名	職名	備考
あへ部 じゅんこ 阿部 順子	仙台Y M C A国際ホテル専門学校講師	
いさかまさひろ 井坂 正宏	東北学院大学法学部講師	
なるせ ゆきのり 成瀬 幸典	東北大学大学院法学研究科助教授	会長職務代理者
ばば とおる 馬場 亨	弁護士	会長
むらまつ あつこ 村松 敦子	弁護士	

(五十音順)